

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.6.19

年 4 回 分 配

SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)

愛称 : S・米国高配当株式100

追加型投信／海外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年4回	北米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年11月20日に関東財務局長に提出しており、2024年12月6日にその効力が生じております。

● ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。 ● ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。 ● 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。 ● 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。 ● ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。 ● ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。 ● 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。	委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。) 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号 設立年月日:1986年8月29日 資本金:4億20万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額:5兆9,359億83百万円 (2025年3月末日現在) 受託会社:新生信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います。) <照会先> SBIアセットマネジメント株式会社 ● ホームページ https://www.sbiam.co.jp/ ● 電話番号 03-6229-0097 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)
--	---

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

米国の株式を実質的な投資対象とし、配当等収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目標として運用を行います。

ファンドの特色

- 1 マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式を主要投資対象とするETF(上場投資信託証券)に投資することにより、主として配当等収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざします。
- 2 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

分配方針

年4回(原則として、3月、6月、9月および12月の各19日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

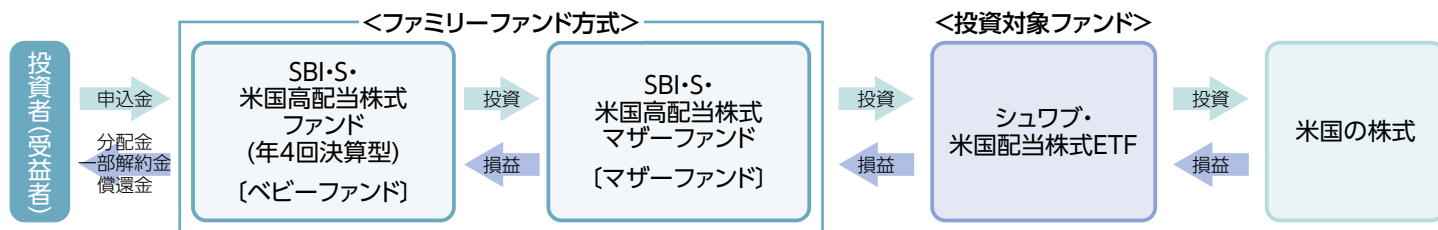


- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※投資対象ファンドについては、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

主な投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券(マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

マザーファンド受益証券を通じて、実質的に投資する投資対象ファンドの概要です(2025年3月末現在)。

名 称	シュワブ・米国配当株式ETF
種 別	ETF(上場投資信託証券)
運 用 方 針	ダウ・ジョーンズ US ディビデンド100インデックスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	年：0.06%
運 用 会 社	チャールズ・シュワブ・インベストメント・マネジメント・インク

※上記内容は今後変更になる場合があります。

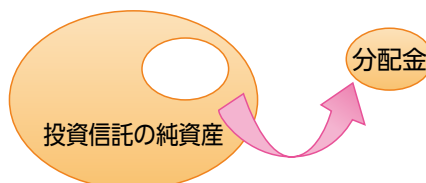
「シュワブ・米国配当株式ETF」は、チャールズ・シュワブ・インベストメント・マネジメント・インク(以下「CSIM」)が運用し、SBIアセットマネジメントが「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」のマザーファンドを通じ投資対象として選定した米国籍の上場投資信託です。「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」は、「シュワブ・米国配当株式ETF」、CSIM、またはそれらの関連会社によって後援、支持、販売、または販売促進されておらず、これらの関係者は「シュワブ・米国配当株式ETF」への投資の推奨性についていかなる表明または保証も行わず、「シュワブ・米国配当株式ETF」がその投資目的を達成しなかった場合、または「シュワブ・米国配当株式ETF」の投資一般または「SBI・S・米国高配当株式ファンド(年4回決算型)」特定の投資に関して「シュワブ・米国配当株式ETF」が行った虚偽の表明に対していかなる責任も負いません。「シュワブ」はチャールズ・シュワブ・アンド・カンパニーの登録商標です。

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

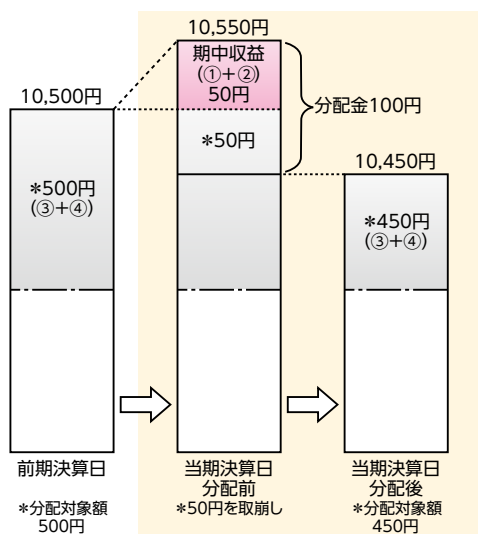
投資信託で分配金が支払われるイメージ



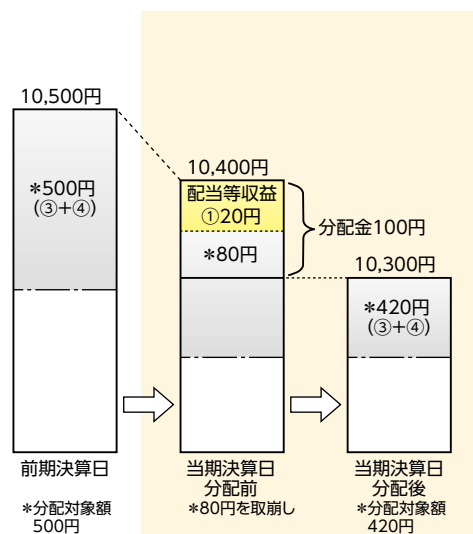
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

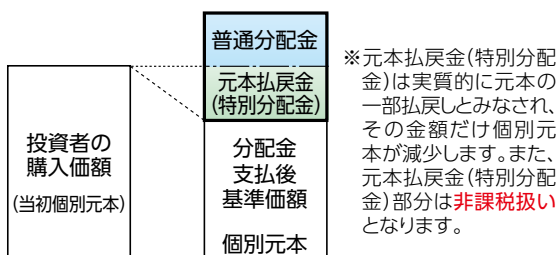


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

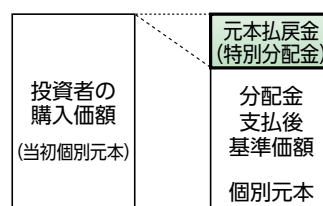
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れETF(上場投資信託証券)に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- ・有価証券の貸付取引を行う場合は、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。)の倒産等により契約が不履行になること)が生じる可能性があります。

リスクの管理体制

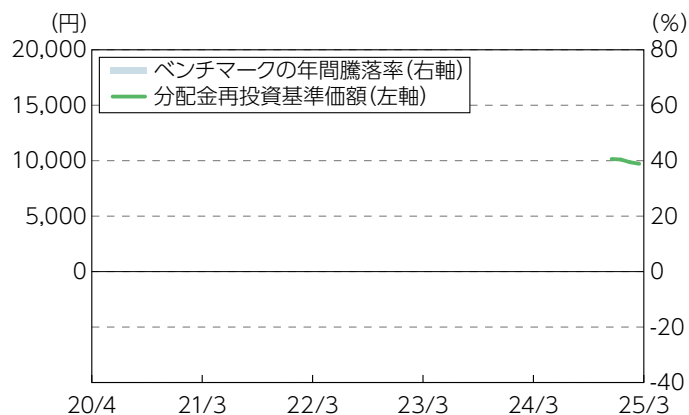
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

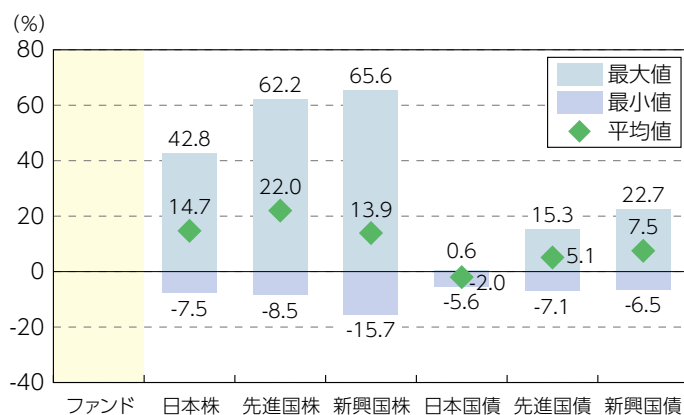
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2020年4月～2025年3月)



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス (2020年4月～2025年3月)



- *上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

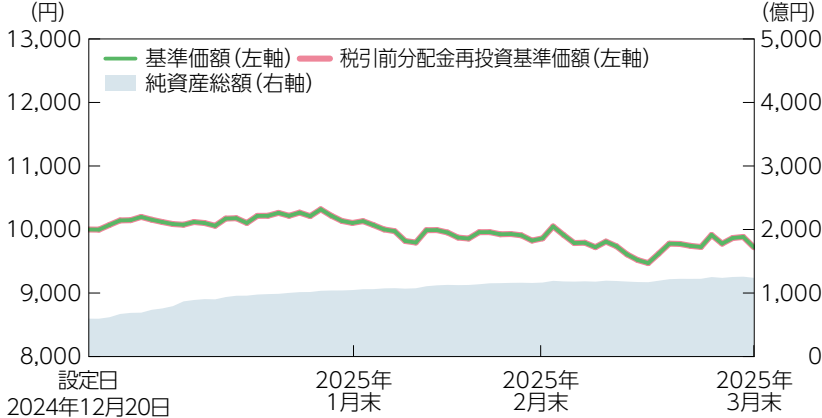
本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年3月31日)

(設定日(2024年12月20日)~2025年3月31日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	9,721円
純資産総額	1,239.03億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2025年3月19日)	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

資産構成

本ファンド	比率
SBI・S・米国高配当株式マザーファンド	100.0%
現金	0.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

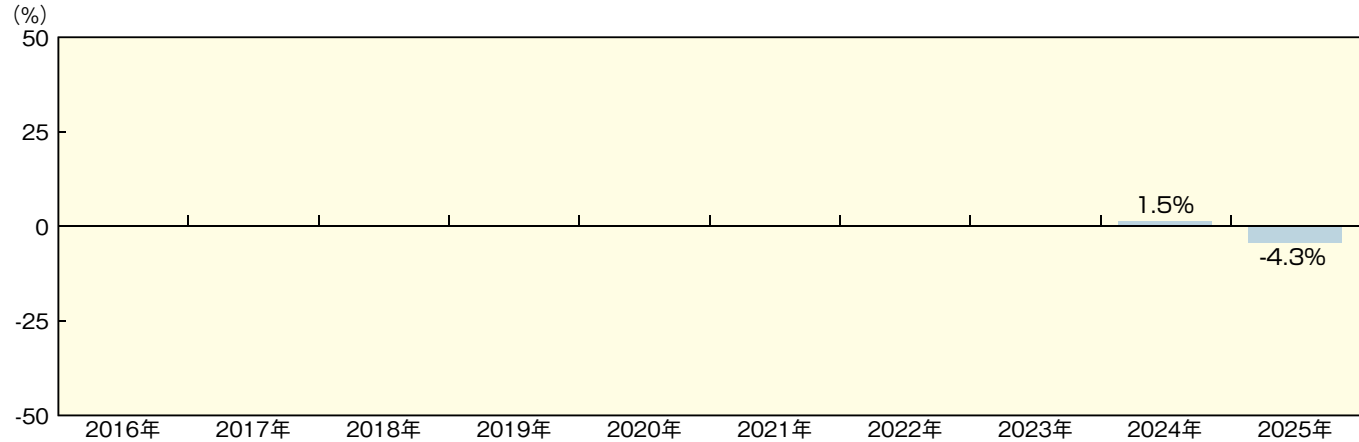
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
シュワブ・米国配当株式ETF	投資信託証券	米国	米ドル	98.5%
現金等				1.5%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2024年は設定日2024年12月20日から年末まで、2025年は年初から3月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2024年12月6日(金)～2024年12月19日(木) 継続申込期間：2024年12月20日(金)～2025年12月19日(金) ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日：2024年12月20日(金))
繰 上 償 還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき また、本ファンドの実質的な投資対象であるETF(上場投資信託証券)が上場廃止となるときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決 算 日	原則として、毎年3月、6月、9月および12月の各19日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年4回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運 用 報 告 書	毎年3月および9月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に 年0.0627%(税抜:年0.057%) を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)> <table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.021%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.022%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 □座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.014%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.021%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年0.022%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 □座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.014%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容											
	委託会社	年0.021%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価											
	販売会社	年0.022%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 □座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価											
	受託会社	年0.014%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする 投資信託証券	年0.06%程度 *マザーファンド受益証券を通じて投資するETF(上場投資信託証券)の信託報酬等													
実質的な負担*	年0.1227%(税込)程度 *ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。													
	(有価証券の貸付の指図を行った場合) 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の 55.0%(税抜50.0%)以内 の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。 *上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。													
その他の費用 及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。													

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年12月20日～2025年3月19日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.12%	0.06%	0.06%

- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
- ※その他費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。
- ※投資先ファンドとは、当ファンドまたはマザーファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く)であり、運用会社等より入手した概算値を使用している場合があります。
- ※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

